

4 パネルディスカッション

加賀 本日のシンポジウムには 161 名の皆様にご参加いただいております。ご来場の皆様に改めてお礼申し上げます。

それではこれよりパネルディスカッションを始めます。なお、パネルディスカッション終了後に 15 分ほど質疑応答の時間を設けてありますので、会場の皆様からぜひご質問をいただきたいと思います。ここからの進行は、パネルディスカッションのコーディネーターである佐賀県弁護士会所属の富永洋一弁護士が務めます。

富永 皆さんこんにちは。本日のコーディネーター役を務めさせていただきます、弁護士の富永でございます。今日は、成年後見制度のこれからについてパネリストの皆さんと一緒に考えたいと思います。

まずはパネリストの皆さんに、簡単な自己紹介をお願いします。桑原さんから順番にお願いします。

桑原 皆さん、こんにちは。弁護士の桑原貴洋と申します。私は、平成 10 年に弁護士登録をして、2 年後に新しい成年後見制度が始まったわけですが、3 年目の平成 12 年には早速、当時は補助だったかと思いますが、その新しい成年後見人に選ばれました。以降、今までに後見保佐、補助、それぞれの類型をトータルで 9 件、それから死後の事務もこれまで 3 件こなしてきています。有意義な議論をしたいと思います。(拍手)

力武 司法書士の力武秀幸と申します。この機会を与えていただきましてありがとうございます。私は、佐賀のほうで事務所を開設してもう 20 数年になります。司法書士の場合は、成年後見に関する後見人の養成、研修、また成年後見人の候補者の輩出、普及などをするために、特に社団法人成年後見センター・リーガルサポートというものを設けています。各都道府県に一つその支部があり、その支部長をさせていただいています。

現在、約 12 名の後見や保佐、補助、任意後見監督等々をさせていただいています。この間、お亡くなりになった方もありますので、延べ 20 名弱の後見等の仕事をさせていただきました。今日はよろしくをお願いします。(拍手)

田代 皆さん、こんにちは。佐賀県社会福祉士会の田代と申します。仕事のほうは、西九州大学で教員をしまして、児童福祉論や障害者福祉論、そして昨年からは権利擁護と成年後見制度という科目を担当しています。

私自身の成年後見活動としては、現在、6 名の方の後見等の活動を行っています。今日は社会福祉士として、そして本会の成年後見等の活動の取り組みを踏まえて発言をさせていただければと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

新井 新井です。引き続きよろしくお願ひいたします。(拍手)

富永 それでは最初のテーマは、申立段階の問題です。成年後見制度の入り口である裁判所への申立の段階での問題点について、パネリストの皆さんにお伺いしていきたいと思ひます。

まず桑原さん、ここ 10 年で成年後見制度の利用のしやすさという面で、先ほどの基調講

演にもありましたが、裁判所の手続面で運用が簡略化された点はどういうことがありますか。

桑原 基調講演で新井教授からも話がありましたけれども、とにかく申立手続が非常に簡略化したことが挙げられようかと思います。それから、また鑑定手続の簡略化・低額化、後見人が選任されるまでの期間の短縮と、大きくこの三つをご紹介します。

まず申立手続の簡略化についてですが、平成12年以前の禁治産、準禁治産という時代というのは、とにかくいろいろな添付書類を裁判所から要求されたという記憶があります。申立人やご本人さん、それから推定相続人、相続権がありそうな方々それぞれの戸籍を全部出しなさい、住民票も全部取りつけて身分関係図一覧表として添付して出しなさいという運用だったものが、平成12年以降、少しずつ添付書類が減ってきて、今年、去年あたりの申立手続では、戸籍自体ももう不要というような運用が佐賀家裁では始まっています。

それから鑑定手続についても、先ほど新井教授から、昔は50万円鑑定費用がかかっていたという話もありましたが、統計資料によると平成12年もやはりまだ10万円以上という鑑定費用がかかることが多かったようです。これも今はもう7割ぐらいは5万円以下の鑑定費用で行われているという状況があります。

また、後見人選任までは、平成12年以前は半年以上かかることもざらにあったわけですが、平成12年以降、1カ月以内、2カ月以内という運用が少しずつふえてきて、今現在では1カ月以内で後見人がつくのが4割、3カ月以内では全体の8割ぐらいは後見人が迅速につくという運用に変わっていると思います。以上です。

富永 ありがとうございます。それでは、新井教授にお尋ねしたいと思います。先ほどの基調講演でもあった鑑定、本人面接を省略するという運用ですが、そのことについての問題点はどういうことになるのでしょうか。

新井 先ほど申し上げたように、今の実務の中では後見類型というのが一番多いわけです。その後見類型はいろいろな権利制約という面がありますので、それを鑑定なしでやるということは人権擁護上、それから適正手続上、問題があるというのが私の立場です。ですから、私は全件についてきちんと監督すべきだと。実務が変わってきて、補助の類型が多くなれば、あるいは鑑定というのは必要ないのかもしれませんが、現状の実務の中で鑑定を省略するのは非常に問題だと思っています。とりわけ今、選挙権が剥奪されるという訴訟も提起された中で特に問題だと思っています。

こういう例があるんですね。市長申立(市町村長申立)の場合には鑑定を省略することが多いですが、市長申立を郵送で行って鑑定もせず、ご本人があるとき投票所に行って初めて、自分に後見がついていることを知ったというケースがあります。これなどは典型的な例だと思いますので、もう少し手続面を人権擁護上ちゃんとしてほしいと私は考えています。

富永 なるほど、ありがとうございます。それでは力武さんにお尋ねですが、申立の費用の関係で、申立人やご本人に資産や収入がないということが成年後見制度の利用

の妨げになるということは考えられるでしょうか。

力武 司法書士という仕事の中に、裁判所に提出する書類の作成という権限が与えられています。もちろんそれに伴う費用というものが発生するわけですが、この費用は、もちろん依頼者からいただくこととなります。この中には当然、先ほどお話があった鑑定費用も（あって）、これも幅があり、5万円から、佐賀での私の経験上、15万円というものもありました。かなり高額になります。

今、依頼者からというご説明をしたわけですが、依頼者というのは申立人ということになります。例えば認知症を発症されているご本人が申立ができないという場合に、ご親戚のだれかがするというのは4親等内の親族であればできるわけですが、その場合、その申立をするご親戚が負担をしないといけません。それも一つの形としてはあると思いますが、その費用負担も申立人がしなければならないことになった場合に、親戚の方は資産的にはあまり裕福ではない、ところが被後見人は資産をたくさんお持ちであるという場合、法律上、申立人が負担をするという決め方になっていますので、どうしてもその辺でちゅうちょが起こるといったケースもないとは言えないと思っています。

ご相談を受けてそういうご説明をしたところ、それでは申立をするのをどうしようかなと迷われたというケースも実際にあるところです。

富永 なるほど、わかりました。桑原さん、申立人やご本人さんに資産や収入がないような場合に、成年後見の申立の費用を援助するような制度は何かありますでしょうか。

桑原 佐賀県内でも、各市町村による成年後見制度利用支援事業というものが行われていると思います。後見申立の費用自体を申立人さんが準備できない。例えば生活保護を受給されているとか、これに準じるような生活状況で申立費用が準備できないという方には、申立費用の援助が認められているかと思っています。

また、申立手続も簡略化されたとはいえ、文字も裁判所の要求するような水準でなかなか書き切れない、要は申立書を出し切れないという方のためには、書面作成援助費用あるいは弁護士や司法書士による申立代理の法的サービスを、法テラスが費用を立て替えて援助するという制度もあります。

富永 ありがとうございます。それでは田代さんに伺いたいと思います。先ほども話が出ましたが、ご本人がお住まいの市町村長による申立というのがありますが、現在どのような活用状況でしょうか。

田代 ご承知のように、平成17年以降、介護保険の改正があったり、あるいは高齢者虐待防止法、そして障害者自立支援法の制定などがずっと続いていまして、いわば高齢者、障害者の権利擁護という立場から、市町村申立というのが非常に増加してきています。

私ども社会福祉士会には、本人や家族を初めとして、特に福祉関係者あるいは医療の現場の方から、またこの地域包括支援センターの社会福祉士さんなどから、市町村申立についての相談が多く上がっています。本会専従の社会福祉士が3名いて、そういう相談に応じながら、その必要性があるとなれば一緒に市町村の担当者に働きかけをしていくという

かかわりをしています。

富永 ありがとうございます。それでは新井教授にお尋ねしますが、今、お話にあった市町村長による申立が、今後さらに積極的に活用されるためには何か有効な手だてはありませんでしょうか。

新井 国のほうで動きが一つあるんですね。厚生労働省のほうで法改正を考えています。市町村長の申立というのは民法ではなくて特別法で規定されて、その主管官庁は厚生労働省ですが、厚生労働省は例えば老人福祉法の選任に関する規定をもう少し強化して、義務的な形に持っていきたいと。それと同時に、申立を義務化するだけではなくて、市町村長に市民後見人の情報をきちんと備えて裁判所と連絡するようにしたいという動きもあるようです。

そして、市町村長の申立と市民後見人のリクルート、養成、監督を連動させようという動きがあるようですので、もしかしたら、これも少し進んでいくかもしれません。

富永 わかりました。ありがとうございます。ほかに申立の問題について、これだけは言っておきたいという方はいらっしゃいますか。

力武 申立に関してはここだけが議論の場ということですので、すみませんが一言だけお願いいたします。申立のご援助をするというのは司法書士の仕事の一つだと先ほどご説明しましたが、実はその前提に、例えば遺産分割協議をするということであったり、何らかの紛争を解決するという場合も中にはあります。そこで後見制度のご説明をする中で、被後見人になろうとする方は当然、後見制度が必要だと認識されますが、その手続を申し立てた後に、自分の思うとおりの結果が得られないことを理解した段階で、取り下げをしようとする場合があります。

残念ながら今、この取り下げに対して、何らかの制限がかかるということがないので、できるだけ指導して取り下げをせずに、例えば第三者後見人を選んでもらったりしながら進めていこうとしているわけです。この申立時の取り下げというのは何らかの改善ができないのだろうかと思っておりますので、一言述べさせていただきました。

富永 ありがとうございます。

それでは次のテーマに進みたいと思います。続いてのテーマは財産管理の問題です。専門家後見人の主要な業務である、財産管理をめぐる問題点についてお伺いします。

まず桑原さん、財産管理について今回、実施したアンケートで浮かび上がってきた問題点はどのようなものでしょうか。また、ご自身のご経験もあわせてご紹介いただければと思います。

桑原 今回、アンケートを実施して、資料集でいきますと財産管理に絡むようなテーマとしては 72 ページ、就任当初業務、財産関係の引き継ぎなどの問題、それから 77 ページ以下がまさに財産管理業務遂行の上でのアンケートがあります。

まず就任当初業務は、弁護士が成年後見人などに選任される場合というのは、やはり身内にトラブルがある、将来の遺産争いの前哨戦というところがあり、本人さんとの関係、

もめているほかの親族との関係で、通帳をなかなかスムーズに引き渡さないということに対してどのように対応するのか。現に多くの後見人がこの引き継ぎ業務で苦労しているというのが、アンケート結果で実際に出ているわけです。

それからまた、資料集でいくと74ページです。金融機関で手続上、非常に不満を述べられている事例が、やはりここ10年間、なかなか銀行実務が変わらないというところで多かった。私自身も、特にで言うと、やはり郵便局の対応はちょっとどうかと毎回思うところがあります。

それから財産管理のほうでは例えば81ページ、不動産の処分は家庭裁判所の許可・同意が必要なわけですが、特に自宅には帰る見込みがないけれども、ご本人さんの自宅をどうしても処分しないと金銭的に賄い切れない場合に、やはり処分する前に本人が自宅に戻れる可能性がないということと、もちろんご本人の意向も（伺って）、お金がないのでお家を処分させてもらえないだろうかと、私自身も以前にお話したことはありました。その事例では、やはりご本人さんは帰れると思っているわけですね。いつまでも病院、施設にいるわけにはいかん、私は家に帰るんだという強い意欲がありましたので、結局は、自宅を売却せずに何とかやりくりをして、その後、死亡されて（自宅の）処分はしないで済んだというところではありました。そういう悩みも体験しています。

最後ですが83ページのアンケート集計結果を見てみると、事例はそれほど多くないと思いましたが、真ん中の棒グラフでは訴訟や調停に関与することは弁護士が若干、多めだということを今回のアンケートで知りました。

富永 ありがとうございます。それでは力武さんにお尋ねします。今、桑原さんの話に出た通帳などの引き継ぎがうまくいかないようなケースは、どういうケースが考えられるでしょうか。

力武 私自身はあまり経験がありませんが、やはりうちの会員の中で、実際はかなり苦労されたという報告を逐次聞きながらアドバイスをした事案があります。理由はよくわからないのですが、多分、年金などを生活費の一部や返済に使ってしまったというのが多くの原因だろうと思っています。その方の事例の場合は、裁判所から後見人に選任される。そうすると当然、財産の管理をしなければいけませんので、ほかのものは割愛しますが、預貯金等の通帳を現実にお預かりしないとイケない。ところが、その方に預けてくださいという電話等をしたところ、いや、預けられないと。何とかかんとか説き伏せて、町の職員さんを介して渡そうと町の役場の会議室にお呼びして、来はしたけれども結局、これをとられるとどうだこうだとなって、そのときもできなかった。

それから今度は裁判所のほうにお願いをして、裁判所の会議室でまた通帳の引き渡しをやるけれども、もう抱え込んでだだをこねて渡そうとされないと。そういうふうに、さんざん苦労しましたということでした。最終的には渡していただいたんですけども、現実に通帳を渡されないと、確かに再発行という手続もあるかもしれませんが、やはり無用の混乱を避けたいので、辛抱強くその通帳を所持している方からお預かりするという経験は、

多くはありませんが会員の中に一、二あると思っています。

富永 ありがとうございます。それでは田代さんにお尋ねします。後見ではなくて、保佐や補助の場合は、特にご本人との関係で預貯金等の管理をめぐって何か難しい問題はありますでしょうか。

田代 本人との関係でいえば、やはり預貯金の引き渡しなどで被補助人さん、被保佐人さんの場合、理解をしていただくのに時間がかかる場合があります。そういう場合には、私どもは会の中に成年後見支援委員会をつくってしまして、どのようにかかわっていくのかということを検討したり、あるいは我々は面接、相談、援助というのが本職でもありますので、訪問や面接を通してどうやって信頼関係を築いていくのかということを考えていく。また、支援を必要とする方々が生活をしていく上で、何らかの支援が必要な状態というのは常にあるわけで、そういうところを特に考慮しながら、保佐人や補助人がつくということは自分にとって生活がしやすくなることなんだなということを実感していただく。そういう中で、徐々に理解を得ていくというのが実際です。

富永 ありがとうございます。それでは新井教授にお尋ねします。本日の基調講演で先生にお話しいただいたように、成年後見制度が補助類型に一本化されることになると、後見人の財産管理や同意権・取消権をめぐる後見人の役割はこれまでと何か違いが出てくるのでしょうか。

新井 随分変わってくると思います。従来ですと、例えば後見が一番多いわけですが、後見というのは非常に画一的なわけです。日常生活に関するようなものを除けば、成年後見人に権限が全部移る。非常に単純明快だったわけです。補助類型一本になるということはどういうことかということ、ご本人の状況に応じて、例えば代理権、同意権、取消権を個別に設定していく必要があるわけです。ですから、補助人の役割も個別的な対応をせざるを得ないということになります。

私は補助類型に一元化されればいいと思いますが、私の想像では、そういう体制が整ってから一元化するということでしょうか。ですから、補助類型一本になるということは、従来の後見制度がレディーメイドであったのに対して、今度はオーダーメイドになるということです。補助人の役割がその人との関係によって決まるというわけです。でも、もうほかの国はそうなっています。ドイツなどはそういうふうになっているわけです。ですから財産管理についても、原則、本人が管理する。できない部分について、補助人がやることもあれば、補助人が例えばその部分を弁護士に任せたり協議会に任せたりという対応になると思います。1

富永 ありがとうございます。それでは桑原さんにお尋ねしますが、つい先日の2月17日に、全国銀行協会のほうで「成年後見制度に係る銀行実務上の対応の見直し」という文書が公表されました。その概要についてご紹介いただけますでしょうか。

桑原 全国銀行協会という団体が全国の各銀行に向けて公表したものですけれども、背景としては先ほどもお話ししましたが、銀行の実務が後見人に対して非常に煩雑な事務手

続を要求し過ぎる。銀行によって、銀行の支店によって、あるいは対応する担当者によって、対応がまちまちである。いろいろと煩雑な資料、後見人の個人の実印と印鑑証明書をつけて出さなくてはならないとか、あるいは本人（被後見人）自身の同じ書類を出せと言われたり、そういうことで日弁連（日本弁護士連合会）、日司連（日本司法書士会連合会）、それから日本社会福祉士会それぞれの3士業からも銀行実務をもう少し改善してくれと、これまで何度か申し入れしていきっていたわけです。それに対して、全銀協が各銀行に向けて先日発表したばかりということですよ。

例えば後見人が選任されたときに、後見人の個人の実印や印鑑証明書の提出はもう求めないという扱い。あるいは本人さんの身分証明書、本人さんから免許証のコピーなりなんなりを預かって、それを提示しないと後見人として認めてくれないなどというのは、登記がある以上はそれでいいじゃないかという運用。あるいは、本人さん名義でもともと通帳などはあるわけですがけれども、後見人がついたのであれば、本人さんの成年後見人弁護士桑原貴洋と、通帳の名義を全部変えろと求められたりするわけです。これをされてしまうと、本人さんがヘルパーさんなどを通じて、自分で小額のお金をおろすこともできなくなる。

成年後見ではなくて例えば保佐などの場合は、ご本人にも自分の預貯金を引き出す能力が残っているというのが前提ですので、保佐の場合は弊害が顕著ではあったわけですがけれども、必ずしも名義変更は求めないでも、本人名義の通帳もありだし、成年後見人名義の通帳もありという運用に変えましょうと。あるいは、口座を開設した支店でしか取引ができないという金融機関が今まで多かったわけですが、後見人の近くの支店でも取引ができるようにする。こういう改善策を各銀行に向けて提言されていますので、これで大分、今までの煩雑な感じから迅速な後見業務が遂行できるのではないかと期待されます。

富永 ありがとうございます。今月出たばかりの非常にホットな話題です。ホットな話題の関連でいうと、先ほどの基調講演でも、来年度、今年の4月1日からの後見制度支援信託という制度をご紹介いただきました。これについて、どのような制度か確認のため、桑原さん、もう一度ご紹介いただけますか。

桑原 新井教授のご講演でも話題に上りましたが、最高裁判所と法務省と信託協会の3団体だけで議論をして、後見制度支援信託というものを4月1日に始めると言ってきたわけです。それまでの間に、我々弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、それぞれにこういう制度を考えているけれども意見を出してくれないかということもなく、4月1日にやると。まずそのやり方が問題ではないかということで、我々弁護士業界からも早速、いろいろな反対意見、反対声明を上げようとしているという状況があります。

また、最高裁の公表したペーパーによると、この制度をやるのは親族後見人による不正を防止したいという理由がまず一つ書かれています。ですから、新井教授の言われるような財産管理の適切な信託業務の遂行という観点ではなくて、後ろ向きの理由の信託制度だというのが一つ問題点として挙げられると。

もう一個は、専門職後見人のなり手がいない、あるいは専門職後見人は費用が高いなどという理由も書かれています。今日の資料集でも52ページに、全後見申立件数に対する専門職後見人の選任件数率が折れ線グラフで挙げられています。このように専門職後見人のなり手は、我々3士業それぞれが独自に養成して対応してきたわけですが、もうそれに人的限界が近づいているという理由を勝手に書いて出しているというのは、ちょっと問題ではないかと弁護士業界の中では議論されているという状況です。

富永 ありがとうございます。新井教授にお尋ねしますが、先ほどの基調講演の中で、このたびの後見制度支援信託には賛成できないというお話でしたが、このたびの信託制度はある意味、親族後見に対する不信感が前提にあって、そのためにご本人の資産が凍結されるという形になります。先ほどその問題点についてお話しいただきましたが、親族後見の不祥事防止のために何かいい方策はありますか。

新井 64%ぐらいの方が親族として後見をやっているわけです。それで不正があるのも事実です。しかしこれは無理からぬ点もあるんですね。なぜかという、裁判所が後見人に選任するのですが、情報もきちんと与えないし相談するところもなく、どこかから定期的なチェックもあるわけではないんですね。ドイツはどうしているかという、さっき申し上げたように、親族が困ったときにいつでも相談できる世話人協会というところがあるわけです。コミュニティーの親族後見が定期的に集まって、このケースはどうしましょうとやっているわけです。それなくして、親族後見人に民法の規定に従って適切に管理して（くださいというのは）無理な点もあると思います。ですから、さっき申し上げたように、公的な支援を考えていく、そして親族後見人をサポートする制度、少なくとも研修制度ぐらいきっちり用意しないとイケないと思います。

それからもう一つは、裁判所の監督体制が不十分だということも明らかなので、きちんとした監督体制をつくる。既存の国の機関を、監督に振り向けるようなことも必要ではないかと思っています。

富永 ありがとうございます。ほかに財産管理の問題に関連して、これだけは言っておきたいという方。――田代さんお願いします。

田代 私ども社会福祉士会の場合には、現在、後見受任件数が全体で約120件ありますが、その約6割が法人後見という形で行っています。財産管理という面においては、公益社団法人の社会福祉士会が責任を持つという体制をとっているために、法人が後見活動を行いますよと説明をすると結構、安心される面も多いようです。

やはり専門職といえども、後見活動の中で特に財産管理という面においては、新井先生がおっしゃるように不祥事もあるわけですから、そういう面で信頼できる後見活動をしていく上では、法人後見も一つの方法かと思います。

富永 ありがとうございます。

それでは次のテーマに進みます。続いてのテーマは医療同意の問題です。現在、成年後見人には医療同意権は認められていないわけですが、そのことをめぐる問題点について議

論を深めていきたいと思います。まず桑原さん、この医療同意の問題に関して、今回実施したアンケートで浮かび上がってきた問題点はどのようなものでしょうか。また、ご自身のご経験もあわせてご紹介いただければと思います。

桑原 資料集ですと91ページと92ページになりますが、300何十通のアンケートの中で、何かしら医療同意という問題を体験された方が4分の1ぐらいおられると。弁護士、司法書士、社会福祉士それぞれで特に違いはないようです。私自身もインフルエンザの予防接種に同意してほしい、胃瘻の手術をするので同意書を書いてくれと求められて、同意権はないので同意書を書いても意味はないですよと説明した上で対応する、あるいは親族の方とちゃんとコンタクトができる事案については、親族の方にきちんと情報を提供して、その代理人弁護士として医療同意も行いました。

アンケートの92ページの下から3行目、「医療行為への同意ができれば少なくとも、もっと生きられた筈だった」と。こういう特記事項を見ると、ここが立法的にもっと早い段階で解決されていれば、1人の方の人生が別の形になったのではないかとということで、この点は早く立法的に解決してもらいたいと思います。

富永 ありがとうございます。それでは力武さんにお尋ねしたいと思います。医療同意に関して、何かご経験されたケースはありますか。

力武 インフルエンザはもちろんそうでしょうね。あとご高齢になると、胃瘻の手術がありますよね。食が進まなくなると、胃に小さな穴をあけて（チューブを通して栄養を摂取させる）と。確かに胃瘻の手術はそんなに難しいものではないと言われていますが、説明を聞くと、場合によっては重篤な状態になることもないとは言えないという話です。医療行為、特に侵襲行為はそうでしょうけれども、果たしてどれが重要なのか重要でないのか。薬でもアレルギーがあったりしますので、なかなか悩ましい問題が私たちの現場にあります。

ただ一方で、そういう目の前の方、例えば白内障のご老人、白内障はたしか手術をすると比較的視力が回復するとお聞きしています。ところがこれもやはり同意ができないと手術ができない。当然、視力が急激に低下していきます。それで精神的に不安定になったりということも多少経験をしています。

そこで思うことですが、今、桑原先生もおっしゃられましたが、一つには法整備をしていただきたいということです。ただ、同意権を与えるということだけではなくて、やはり医療に関する同意を与える場合のシステムをきちんとつくっていくという、制度保障をしなければいけないのではないだろうかと思っています。

私たち司法書士が属している司法書士会というところでも、この医療同意に関しては、医療同意法みたいなものを単独法でつくって、順番や範囲を具体的に検討して、ちゃんとした制度をつくった上で、医療行為の同意を現実のものとしていかなければいけないのではないかと考えています。非常に難しい問題ですが、実際に後見人等をする、本当によく行き当たる問題の一つだろうと思っています。

富永 ありがとうございます。医療同意権の範囲などの制度化というお話が出ましたけれども、田代さんにお尋ねします。今後、後見人等に医療同意権が認められるような制度になったとしても、例えばご本人の生死にかかわるような難しい手術という場合に、同意するかどうかの判断は非常に難しいと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

田代 私どもも後見活動をやって10年ほどになりますが、この10年間の流れの中で、成年後見人などには医療同意権がないということも、医療現場の中で少し理解も進んでいるのかなと感じることがあります。しかし、例えばドクターが、それはわかっているけれども今からの医療についてちゃんと説明をしたいとおっしゃいます。説明と言われたら、こちらも聞かなければいけないかなと思うわけです。聞いたら、説明を聞いたということここでここにサインしてよと言われて、ちょっと困ってしまうこともあります。そういう状況が日ごろ多いので、後見人に医療同意権が認められれば、やはり後見活動がやりやすくなる面もあると思います。

しかし、手術の同意あるいは延命治療ということになれば、重い判断をしなくてはならなくなるわけで、そういうことでかえって苦勞する、考え込むことにもなっていくと思います。そういう意味では、そういうことについても同意権が認められたとしても、後見人だけで判断するのではなくて、後見人が相談をできる、あるいは判断を求めることができるような仕組みをつくっていくことが必要かと思います。

富永 ありがとうございます。それでは新井教授にお尋ねしたいと思います。先ほどの基調講演の中で、ドイツの世話人については医療同意権があつて、ただ、難しいときには裁判所の許可というお話を伺いました。我が国の医療同意の問題に関しては、今後どのように改善すべきとお考えでしょうか。

新井 先ほど力武さんからお話があつたように、私も医療同意法的なものをつくるべきだと思います。それを成年後見の中に入れるのか、別の法律にするのか二つのやり方がありますね。医療同意法という別の法律をつくるのが例えばカナダとかアメリカのやり方で、イギリスとかドイツは成年後見の中に入れてあります。イギリスの2005年のMental Capacity Actという世界で一番新しい成年後見法がありますが、それは医療中心の成年後見で、まさに医療同意権を正面から認めたものです。ですから日本も、やはり立法化に行かざるを得ないのではないのでしょうか。

では、当面現状をどうするかというと、実は成年後見人に医療行為権がないというふうにした条文というのは一つもないのです。ですから、解釈によっては医療同意権を認めることもできると思います。ただ、立法担当者の解説書を見ると、(医療同意権は)ないと書いてあります。なくて現場はどうするんだと。さっき胃瘻の問題が出ましたが、胃瘻というのは医者が判断すればやるわけです。今、40万人が胃瘻をしているそうですが、一度胃瘻をすると10年とかは生きるわけでしょう。何を食べているのかわからないのに、胃瘻されている。私は絶対に反対だと家族に言っているんですよ。だから、絶対私には胃瘻はするなと。そういう人間が(胃瘻を)されたらとても不幸ですよ。ですから、そういう

ことも含めて、医療同意の問題はきちんとしていたと思っています。

私は、関係しているある社会福祉協議会で下肢切断の医療同意をしました。これは、同意がないと医者はやらないと言うのです。医者の話をよく聞いて、医学的にも問題ないということで、会議を開いて同意しました。ですから、我々は同意権がない、どうしようというのではなくて、我々の判断としてどうしていくかということを経験として考えて、国のほうにむしろ要求していくという態度が、これから日本人として法をどう形成していくかというときにとても重要ではないか。ですから結論的には医療同意法、あるいは成年後見法の中に医療同意権を認めるような規定が必要だと思っています。

あと一つ。難しい判断を迫られるのではないかと、必ずそういう問いが出ます。海外の方に聞くと、全然そんなことはありませんと。一個の人間として常識的な判断をする、それが重要なんだと。要するに、同意するという点が重要なんだという答えが返ってきます。

富永 ありがとうございます。ほかに医療同意に関連して、これだけは言っておきたいという方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは次のテーマに進みたいと思います。続いてのテーマは、ご本人が亡くなった後の事務についての問題です。ご本人が亡くなった後の後見人のかかわり方について議論を深めたいと思います。まず桑原さん、ご本人が亡くなった後の事務について、今回、実施したアンケートから浮かび上がってきた問題点、またご自身の経験もあわせてご紹介ください。

桑原 アンケートですと、資料集の97～98ページあたりです。多くは、親族に任せることができたということのようですが、社会福祉士さんが葬儀に関与せざるを得なかった、主催せざるを得なかったというのが若干多めだというのが特徴的だと思います。

私自身は、これまで3件、死後の事務の対応をしてきましたが、すべて背景に紛争がありました。通帳の引き継ぎなども、それぞれがこっちによこせというような状況の中で、遺産分割を待てないと。それでも話し合って何とか話を取りつけて、全員の印鑑のもとに渡したということもありましたし、もともとAさんから通帳を預かった、預貯金の額もそれほど多くないということであれば、Aさんに返しますよと一方的に言って、ご異議がある人はいついつまでにお返事を下さいということで、事実上、Aさんに返したこともあります。

あるいは後見記録を全部見せろ、メモ紙から何から、あなたの持っている記録を私にくれと。要は、遺産分割争いの証拠資料として出せと言われたこともありましたし、その後証言台に立たされたこともあります。私の経験としては大体以上です。

富永 ありがとうございます。それでは田代さんにお尋ねしますが、ご本人が亡くなった時点で後見人の地位ではなくなるはずですが、実際には何も関与しないというわけにはいかないことが多いのでしょうか。

田代 社会福祉士会で受任しているケースでは、市町村申立のケースが非常に多いんですね。市町村申立のケースの場合には、身寄りがなかったり、あるいは近くに親族がいな

いということがあって、本人が亡くなられたら、実質的には葬儀や埋葬等をせざるを得ない場合があります。そのような場合、人手も必要になったり費用もかかりますので、家庭裁判所に相談をしながら、社会福祉士会の応援を得て対応しているという状況にあります。

また、これは余談ですが、本会の会員さんの中には5名ぐらいのお坊さんがおられまして、ボランティアで枕経を上げていただくということで協力していただくこともあります。

富永 ありがとうございます。力武さん、ご本人が亡くなった後のことで何か経験されたことはありますか。

力武 もちろん個人的にあって、ご葬儀をしたということもあります。私個人としても問題なんです、私達にはいま言ったリーガルサポートという団体がありまして、そちらに会員さんがおられます。やはり死というものは突然訪れます。戸惑うというのが普通でしょう。遺体の引き取りから死亡届、火葬、埋葬の許可をもって火葬をして納骨をするというようなことが、一つの葬儀の流れでしょうけれども、突然来た場合に非常に困りますので、やはりそれに対する何らかの手当てを考えなくてはいけない。ただ、被後見人が亡くなると相続人がそれを引き継いで、葬儀等々をすべてするべきであるという大前提がもちろんあるわけですから、まずそれを補っていくべきであろうと考えています。

ところが今、桑原先生がおっしゃられたように、相続人さんがもめていてだれに通帳を渡したらいいのかわからない、現金を渡したらいいのかわからないという場合には、遺産分割の審判の申立をして保全管理人を選任してもらおう。だれも相続人がいないのであれば、遺産の管理人、918条の2項という民法がありますが、そちらを使って管理人を決めていただいて引き渡し等々をして、できるだけ適切な方に渡すことを心がけることを第一にしています。

ただ、そういうことができない場合には、やはりせざるを得ないということですので、必要最小限度の行為にとどめておければということで、内部のほうで資料をつくったりしています。やはり突然起こることと、死後の事務という部分の特に財産の引き継ぎというものに対しては神経を使っています。基本方針としては、現金というのは分けやすい、使いやすいということで非常に問題が多いので、できるだけ預金にして、そしてその銀行のほうに本人が死亡したことを通知する。不可分債権というのですが、相続人が協議をしないとそれを分けることができない状態にして引き渡すことを基本として、財産の引き継ぎをしていたりします。

富永 ありがとうございます。それでは新井教授にお尋ねしたいと思います。ご本人が亡くなった後の後見人のかかわり方に関して、何か改善すべき点がありますでしょうか。

新井 理論的に言うと、後見制度というのは死亡するまで、死亡した段階で後見人の役割は終わりということですが、実務上はなかなかそうはいかないところに、この問題の難しさがあると思います。

それで、やはりもし可能であれば、立法的なところにまで踏み込むべきかなと思っています。というのは、審判前の保全処分というものがありますけれども、それと同じように、

事後的なことについて少し裁判所が関与できるということです。力武さんから、保全管理人のお話がありましたが、そういうことも含めて、できるだけうまくソフトランディングするような制度を導入することも一案だと思っています。

いずれにしても後見人としては、多くの相続財産を残して争っている相続人に引き渡すよりは、まずご本人のために使うということを心がけることが重要かと思っています。

富永 ありがとうございます。ほかにこの死後の事務に関して、何か言っておきたい方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは次のテーマに進みたいと思います。続いてのテーマは、後見人の報酬についての問題です。特に、専門家後見において重要となる後見人の報酬をめぐる問題点についてご議論いただきたいと思います。

まず桑原さん、後見人の報酬に関して、今回実施したアンケートから浮かび上がってきた問題点、それからご自身のご意見などもあわせてお話しいただければと思います。

桑原 資料集ですと93ページ以下になりますけれども、まず94ページに報酬の累計額、士業ごとの比較が載っています。報酬については棒グラフのほうですけれども、弁護士のほうが社会福祉士さんよりは割と高額報酬をもらっている率が高いという傾向は一応出ています。出ているんですが、今回は累計額でアンケートを集計しましたので、実は1年置きに平均幾らもらっているかという形での集計ではありません。例えば250万円から500万円というかなり高額な報酬をもらっている事例も、弁護士4件、社会福祉士さんが1件あるようです。例えば10年で300万円と言われると、実は毎年30万円です。月額に直すと2万何千円。そう考えると、300~400万円もらっているとと言われても、実はそんなに高くないという事例もひっくるめての累計額ですので、その点をご理解ください。

報酬に対する不満は、報酬請求したうちの3分の1ぐらいあるわけですが、全く同じような活動をしているのに、片やいろいろやって100万円、片やかなりやったのに数万円というところで、それは不公平ではないかという不満が大きな一つです。

それから報酬基準がわかりにくい。財産管理に関して報酬が決められているようだけれども、身上監護に対する配慮が足りないという不満が多いようです。報酬基準に関しては、資料集の103ページ以下です。我々がこのアンケートを各地の士業の方にお配りして、まさに分析しようとしている真っ最中に、実は東京家裁、大阪家裁それぞれが、成年後見制度の新しいものが始まって10周年ということもあるのでしょうか、報酬額の目安というものを発表しています。

例えば新しいほうの大阪家裁の目安を見てみますと、104ページの2の少し下のあたり、「成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬の額は、月額2万円です」と。それなりに財産がある場合は2万円が基準ですと。下のほうですが、1000万円以上の資産がある場合には月額3~4万円、5000万円以上の場合には月額5~6万円が基本ですと。3、4あたりで基本報酬額の修正、付加報酬というものが書いてありまして、例えば4の(1)、後見等開始時の財産調査では5万円とか終了時の引き継ぎで苦勞していれば20万円加算し

ますよとか。(2)では訴訟を行っていろいろ財産をふやした場合、例えば1000万円増額させた場合には80万円から150万円ふやす。遺産分割調停に関与した場合には、例えば55万円から100万円ふやすと。このような報酬基準が明らかにされたということ自体は非常に評価されるべきでしょうけれども、そもそも基礎報酬が2万円というのが実際の業務負担との兼ね合いで妥当であるのかどうか。それから身上監護に関するものが、具体的な事例としては上がってきていないというところが果たしてどうなのか。こういう点の検証が今後、必要になるのではないのでしょうか。

富永 ありがとうございます。それでは力武さんにお尋ねしたいと思いますが、後見人としての仕事量と報酬とが比例しないと感じたことはありますでしょうか。

力武 これは難しいところがあるとは思いますが、皆さんどうでしょうね。1年間、後見業務をして6万円いただいたというケースもあるということです。逆に1年間(後見業務を)して、50万幾らいただいたケースもあります。おっしゃるように、仕事量というのがタイムチャージなのか、その責任の重さなのかというのがあって、なかなか難しいです。リーガルサポートの佐賀支部の会員さんで、裁判所から選ばれて就任をして(被後見人が)お亡くなりになって、この間が6カ月しかなかったという(方がいます)。就任当初というのは財産目録をつくったり、関係当事者のいろいろな調査をしたりということで結構大変です。またお亡くなりになったらなつたで、今度はだれに渡さなければいけないのかとか、その場合の問題はないのかというのが一遍に来たという事案です。

その司法書士さんから、かなりの時間を費やしたが報酬が数万円であったと、それをお聞きしたときに、さすがにちょっとこれは(少な過ぎる)ということで、実際に裁判所にお伺いしました。身上配慮は、必ずしも事実行為をするものではないとは理解しています。後見人というのは法律行為や契約という行為をするというのが基本ですが、ただ、それだけでは済まない、福祉士会の方などもそうですが、多くの事実行為にもかかわりながら、身上の配慮というものとかかわっていく部分が、なかなか切っても切れないところがあるわけです。身上を配慮した部分に関して、裁判所がなかなか配慮していただけないというところで、最近、弁護士会等が非常に強く言っていただけて、多少それを配慮していただくような動きがあるようにもお聞きしていますので、心強く思っている次第です。

富永 ありがとうございます。それでは田代さんにお尋ねします。平成21年度から佐賀市のほうでも、成年後見人報酬の助成事業が始まっていますが、その利用状況や成果についてどのようにお考えでしょうか。

田代 社会福祉士が受任する場合、先ほど申し上げましたが市長申立のケースが多いわけですが。その中にはやはり所得の低い人あるいは生活保護を受給されている場合も多くて、この成年後見制度利用支援事業で後見報酬の補助があるというのは、専門職後見人の確保という点でも非常に大切ではないかと思っています。

また、佐賀県内でいえば、佐賀市だけではなくて、ほかのほとんどの市町でもこの利用支援事業の予算化が今なされてきています。報酬助成についても事例が出てきたら、予算

化してくれるという自治体も出てきていまして、これまで私どもだけではなくて、佐賀県弁護士会と社会福祉士会とが連携して、報酬も含めた利用支援事業の予算化について、今まで行政に働きかけをしてきたわけですが、その成果ではないかと思っています。

富永 ありがとうございます。それでは新井教授にお尋ねします。ドイツの世話人の報酬についてはどういう状況になっていますでしょうか。また、我が国の報酬のあり方について、今後どのように改善されるべきとお考えでしょうか。

新井 今、日本の報酬の議論をしています。日本の報酬の基本的な考え方というのは、本人の財産から報酬を出すということです。原則、それしかないわけです。ということはつまりどういうことかという、英米でいうところのパブリックトラスティー、役人が後見人になったり、あるいはドイツとかフランスでは国家後見というのですが、最後は国が責任を持ってやるという考え方が全くない。つまり、基本的にはまだ禁治産、準禁治産の考え方です。本人の財産を使って成年後見を運用する。ここが極めてウイークな点だと思います。

もちろん財産のある人は、ご本人の財産から報酬を払えばいいのですが、ない人の利用が今ふえてきているわけです。それでどうするかということですが、ドイツはその部分をきっちり出すわけです。専門職が後見人について、ご本人に財産がない場合は、国のほうから成年後見名誉職——名誉職というのは日本でいうと市民後見人のようなものですが、きっちりそこを出してくるということです。日本も、そうしていかないといけないと私は考えています。

では、方向性としてどうあるべきか。今、田代さんのお話にあった成年後見利用支援事業で報酬を見るようなことも必要でしょう。それから、生活保護費を報酬に使うことが今はできないのですが、場合によってはそういうものを使えるように改正していくことも必要です。それから、リーガルサポートのつくった公益信託があって、専門職の方が後見人になった場合は、報酬を補助するという制度があります。これは非常におもしろいのは、当初、2000万円ではじめたのですが、今はたしか2億円ぐらいになっています。なぜそれがふえたかという、司法書士あるいは社会福祉士が後見人について、すごくありがたかったと思って公益信託のほうに遺贈するんですね。それでどんどんふえてきた。非常におもしろい現象です。

ですから、ご本人が亡くなって争っている親族に渡すぐらいであれば、ご本人から公益信託の遺贈をしてもらえばいいんですよ。ですからやり方はいろいろあるので、そういうことをしながら他方において国のほうでは、そういうファンドをつくらしてほしいという要望をする。予算を初めから全部出せというのは無理なので、我々のほうでも努力しながら、きちんとした制度確立に向けて動いたらどうでしょうか。

ですから、とりあえず九弁連でそういうファンドをつくられたらどうでしょうか。それで動かしてみると、結構成果は上がるのではないかと思います。いかがでしょうか。

富永 おもしろい提案をいただきました。ありがとうございます。報酬に関連して、

ほかにどなたかよろしいでしょうか。

それでは、ここで少し話が変わりまして新井教授に1点。市民後見人という言葉がありますが、その養成の現状と展望について一言コメントをいただけますでしょうか。

新井 市民後見人というのは親族でも専門職でもない方です。地域社会にいて、例えば会社をリタイアしたような方が、養成研修を受けて市民後見人になると。これをどうとらえるかというのは今、議論がありまして、私は、そういう方に大いになってもらいたいのではないかと思います。というのは、ドイツの憲法に、成年後見人になるのは国民の義務であるという規定があります。それは要するにお互い助け合いの精神です。ですからそれが原点なのかなという気がしています。市民後見人をどうするかということですが、日弁連はやや否定的です。安易に市民後見人をつくって、いろいろなところでやるのはいいかなものかと。その気持ちもわかります。

そこで市民後見人をきっちり養成して、監督をきちんとさせる。大阪などはそういうシステムでやっています。東京でも世田谷や品川はそういうふうに行っているんで、私は市民後見人をきちんと養成して、監督をきちんとさせることであればいいのではないかと考えています。さっき申し上げたように、厚生労働省が市民後見人の養成ということでいま動いています。成年後見人はなり手が少ないんですね。そのところを市民後見人でカバーしたらどうかということなんです。

世田谷の市民後見人と会った方がこんなことを言うんですね。市民後見人の一番大事なことは、ご本人の心の声を聞くことだと。心の声とは何かというのもまた難しいと思います。その方は会社をリタイアされた方で、1件だけ持っているのですが、家で奥さんと夫婦げんかをしてむしゃくしゃしている、でもご本人のところへ行くときは、会う1分前に夫婦げんかのことをすべて忘れて、フレッシュな気持ちで本人に接して心の声を聞く。こういう精神を持っている市民後見人であれば、私は親族よりも専門職よりもいいと思います。そういう市民後見人を活用することはとても重要ではないかと考えていますので、弁護士の方にもご理解をいただければ大変ありがたいと思います。

富永 ありがとうございます。

それでは最後です。新井教授の基調講演の中で、現在の我が国の成年後見制度の利用状況は「半端じゃない低迷」という言葉でコメントをいただきましたが、我が国の成年後見制度の利用を今後拡大していくためには、いろいろな意味で成年後見の受け皿を確保することが非常に重要となるわけです。成年後見の受け皿の確保のためには、いま何が必要なのでしょう。この質問に対するパネリストの皆さんのご発言をもちまして、本日のパネルディスカッションの締めくくりとさせていただきます。

それでは桑原さんから順番に、成年後見の受け皿確保のために今、必要なことについてお話を伺いたいと思います。

桑原 今年度は新しい成年後見制度が始まって10周年目ということで、いろいろな動きがあったわけです。先ほどご紹介した報酬の目安を家庭裁判所が公表したこと、銀行協会

による各銀行の業務改善についての提言、それからこれから議論が活発化しそうですが、家庭裁判所や信託銀行による後見制度支援信託制度の発表など、新しい動きも踏まえて本日の議論ができたことはとても有意義だったと思います。

親族後見人による横領などの不正行為という話も出ましたが、我々第三者後見がきちんと受け皿としてやっていく上では、我々自身も故意による不正行為はしないのは当然ですが、うっかりミス、過失による何らかのミスをしない。そういうことも注意しながらやっていく必要があると思います。

今回は数多くのアンケートを集計して、私も分析作業にかかわりましたけれども、この作業をしている中で、後見業務に関するいろいろな改善策、10年かけていろいろなことが改善してきた、しかしまだ全く改善されていないこと、あるいは新たな問題が生じています。その中で、これからも我々弁護士個人及び弁護士会としていろいろな提言を行い、言い過ぎないこともいい場合もあるのかもしれませんが、そういう形で社会的に働きかけていきたいと今、思っています。

富永 ありがとうございます。

力武 受け皿の確保ということで私たちの立場でいいますと、現在40人弱ぐらいがリーガルサポートの佐賀支部の会員です。それぞれ2～3件受けていて、これ以上受けていくのはどうなのかというところにも来ています。私たちが考えているのは、当然、佐賀の場合は特に多いんでしょうけれども、親族の方がなされているケースです。ところが後見は、先ほどの死後の事務も特にそうですが、やはりかなり専門的な知識等々がない場合には混乱を起こしたり、場合によっては違法行為をしてしまうようなことがありますので、もちろん弁護士等も一緒だと思いますが、監督として専門的な後見人を使っていただいて親族後見をより充実したものにしていく。また先ほど新井先生からのご提案にあった、市民後見人というのも制度的な保障をするという大前提があつてですが、そういう方々の監督等をしていくというような立場での一つの重要なありようが、受け皿の拡大につながっていくのだろうと思っています。

もちろん私たち自身もまた精進し、多くの仲間と多くの受け皿になれるように努力をしていきたいと思っています。以上です。

富永 ありがとうございます。

田代 この10年間の中で、今までも話がありましたけれども、やはり親族後見から専門職後見の占める割合が確実に増加してきています。その一翼を担わせていただいているのが私ども社会福祉士で、受任件数も非常に急増しています。そういう面で、受任者を確保することにも苦勞している状態にもあります。しかし、地域包括支援センターの活動が今後、活発化して、その機能が発揮されていく中では、さらにそういう需要はふえていくだろうし、また、今年4月からは障害者自立支援法の中でも成年後見等の権利擁護というものが、市町村の地域生活支援事業の中で必須化されることが決まっているわけです。ですからそういう中で、身上監護あるいは生活支援の専門職としての社会福祉士が第三者後見

として活動していくという期待も、今後もさらに大きくなっていくのではないかと考えています。

私ども佐賀県社会福祉士会では、このような社会的な要請にこたえていくためにも、そしてやはり我々は高齢者や障害者など福祉サービスを必要とする人の権利擁護というものを非常に重視していますので、特に成年後見等の活動あるいはそれに関連する相談援助活動については、本会の重要な公益事業として位置づけています。したがって、成年後見に対応できる社会福祉士の育成あるいは人材の確保に、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えています。

そして私どもの場合には、弁護士さんや司法書士さんと違って開業している者は少なく、実際に福祉の現場で仕事をしながら後見活動をしているという形がほとんどですので、こういう活動ができるためには、やはり社会福祉士の活動に対する社会的理解、とりわけ社会福祉士が所属している職場の協力あるいは理解が非常に大切になってきます。今後も私どもは社会福祉士として、この成年後見活動をしっかりとやっていきたいと思っておりますので、どうかそういう面でのご理解やご支援をお願いします。ありがとうございました。

富永 ありがとうございます。

新井 その担い手をどう確保するかということです。まず私の立場としては、さっき申し上げたように、横浜宣言の内容を実現して、公的支援のネットワークをつくる。今、特別法をつくるために私は頑張っているところですので、もう少し明るみに出たら、九弁連初め、反対せずにサポートしていただければ大変ありがたいなと思っています。

それから2点目は、今日のシンポジウムは大変意義があったと思います。弁護士会と司法書士会と社会福祉士会が、仲よくない場面もあるのですが、それを乗り越えて成年後見のために一つの場所に会して語り合った、それで共通認識を持ったということが、成年後見の前進のためにもすごく意義のあることだったと思うし、ひいてはそれが受け皿の拡大にもつながっていくと思います。

それから、地方ですので東京の情報をもっと入手することが必要だと思います。さっき申し上げた厚生労働省の市民後見人の動きについては、全国20カ所でモデル事業を行います。先ほどお話がありましたように、佐賀県の社会福祉協議会のほうでも随分立派な活動をされているようですので、例えばそこが手を挙げて20カ所の1カ所に選ばれば予算がつくんですね。そこでモデル事業を行えるということがありますので、もしそういうことになれば、私もちょっと課長あたりに「佐賀もいいんじゃないの」ぐらいのことは言えると思うので、そういうものを積極的に活用して、佐賀の力、成年後見の担い手拡大のために動くというようなことも必要ではないでしょうか。

そして最後ですけれども、今は自己実現が必要な時代だと思います。その自己実現はどうするか。地縁、血縁が失われている社会ですよね。佐賀のあたりはわかりませんが、私の住んでいるところは地縁、血縁が完全に失われている。そういう中でみんな高齢化していく。そのときに例えば隣人であるおばあさんが認知症になったら、一人の市民と

してその方を成年後見人として支えていく。そこで支える側、成年後見人にとって何が重要かといえば、報酬でも何でもなくて一人の高齢者を支えたという自己実現、そういうことが成年後見の原点ではないかという気がします。ですから、親族の不正もあり、いろいろな問題もあるわけですが、そういうような法教育も必要かなと考えています。

富永 ありがとうございます。大変有意義な議論ができたと思います。

それでは、これから質疑応答に移ります。お近くの係員がマイクを持ってまいりますので、ご質問のある方は挙手をお願いします。なお、時間も押していますので、個別の事例よりも、できるだけ本日のテーマに沿ったご質問をお願いします。

どうぞお願いします。

ナカオ ナカオ（中尾哲郎？）です。今日は、申立から死後事務までいろいろ問題点の検討があったと思います。最初の申立の関係で、申立をしたけれども例えば自分が予定していた人と違う人が成年後見人に選任される予定があるとか、いろいろな事情で申立を取り下げがされる場合がありますね。取り下げの手續を規制する方向があるという動きも聞いたことがあります。これについてはどのような方向性が望ましいのか、裁判所の申立人や代理人に対する手続的な保障も含めた形で、見解をお伺いしたいと思っています。

富永 この問題は、新井教授よろしいですか。お願いします。

新井 ご存じのように、取り下げについては学説は真っ二つに分かれています。取り下げができるという学説もあれば、申立というのは公益的性格があるから取り下げができないというのが対立しています。実際に取り下げる多くの場合は、（権利）濫用的な場合があります。まさに今おっしゃっていただいたように、どうも自分の意図しない人が成年後見人になりそうだと、あるいは自分の意図しない方向に手續が動きそうだとすると取り下げることがあるようです。

私の個人的な意見としては、やはり申立というのは公益的なものなので取り下げるべきではないと考えています。ただ、裁判例は分かれています。ですからこれも立法で、取り下げはできないという方向に持っていくべきではないかと思えますし、解釈論としては、やはり権利濫用みたいな形にできないようにしていくべきではないか。

もっと言うと、申立主義というのを維持するかどうかです。ドイツはもう職権主義なんですね。情報があって、裁判所が必要であれば成年後見人を選任してくるということですが、一気に職権主義まで行けないとしても職権主義も一部導入する。取り下げた場合、必要があれば裁判所の職権でやってしまうということも必要ではないかと思っています。このあたりは立法論が必要だと思いますので、弁護士会のほうでもいろいろ検討していただいて、また意見を出して一緒に考えていければと思います。

富永 ありがとうございます。今の回答でよろしいですか。ほかにどなたかご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

クボヤマ 司法書士をしているクボヤマ（久保山且也？）と申します。ドイツで法定後見、任意後見のいずれも非常に多いというお話をいただきましたが、親族、市民、専門職

といった担い手の構成割合などがわかりましたら教えてください。

新井 担い手の構成割合は親族が7割です。日本は63～64%ですから、日本よりも親族の割合が多いわけです。それで残り3割の内訳は、日本でいうところの法律家と社会福祉士が半々ぐらいかなと見ています。ですから特徴的なことは、親族の割合が日本よりも多いということです。

ただ、注意していただきたいのは、7割をまとめて名誉職というのですが、名誉職は実は親族と日本でいう市民後見も入ります。市民後見の割合は言われるほどは多くなくて、恐らく3%、4%ぐらいの感じかなと見ています。よろしいでしょうか。

富永 ほかに質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

タジリ 弁護士のタジリ(田尻和子?)と申します。先ほど新井教授のお話の中で、ドイツのほうでは500億円も予算がついているという話がありましたが、そういうお金は多くはどこら辺に使われているのかわかりますでしょうか。教えてください。

新井 一つは司法予算です。司法予算というのは、さっき申し上げたように、裁判官がご本人のところに行く場合の交通費。これは120万人のところに行きますので、その交通費だけでも大変なわけです。それから名誉職、世話人、市民後見人については保険を掛けるわけです。そういう費用。それから、世話人協会というところに補助をする。専門職に報酬を出す。一切合財をまとめると500億円。実際にはもっとかかっているのではないかという推計もあるぐらいですが、そんなところに使われています。

富永 ほかにご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。それではご質問がないようですので、質疑応答を終了させていただきます。

以上をもちまして、本協議会のパネルディスカッションを終了させていただきます。パネリストの皆さんに盛大な拍手をお願いいたします。(拍手)

加賀 本シンポジウムのプログラムもいよいよ最後となりました。佐賀県弁護士会所属の山上充之弁護士より、閉会のご挨拶があります。

山上 佐賀県弁護士会の山上です。閉会の挨拶をさせていただきます。

皆さん、長時間にわたるシンポジウムにご参加いただきまして、まことにありがとうございます。大変充実したシンポジウムになったと思います。「成年後見制度のこれからを考える」というテーマに沿ったシンポジウムでありました。

基調講演では新井先生から、貴重なご意見をいただきました。成年後見制度の問題点について改めて考えさせられました。パネルディスカッションでは、最先端の問題を取り上げた議論になり、学ぶことも多かったと思います。

配付させていただいた冊子に掲載されているアンケートの集計結果は、資料としての価値も高いものができておりますので、各方面でご活用いただければと思います。

本シンポジウムが現状の成年後見制度の見直しへの第一歩となるよう、さらに研究を重ねて、できる努力をしていきたいと思っております。また、今日の議論を皆さんが、あしたからの活動の糧としてあるいはエネルギーとして役立てていただければ幸いです。

最後に、シンポジウムに協力してくださったすべての皆様に感謝いたします。以上をもって閉会の挨拶とさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。(拍手)

加賀 これをもちまして高齢者・障害者の支援に関する拡大協議会「成年後見制度のこれからを考える」を閉会いたします。ご来場の皆様、本当にありがとうございました。

(終了)